

## 農業者年金制度について

平成 24 年 8 月 24 日  
岩手県農業会議

### □ はじめに

農業者年金制度は、「農業者にもサラリーマン並の年金を」という全国の農業者の強い要望を踏まえ、農業委員会系統組織が中心となって国会などに要請して、昭和 46 年に発足したものです。その後、平成 14 年 1 月 1 日に制度の内容が新しく生まれ変わりました。

制度の改正後も、農業者年金は一貫して、農業者の老後生活の安定と福祉の向上とあわせて、保険料補助を通じて農業の担い手を確保するという目的をもった政策年金です。農業者のための年金として広く普及するとともに、加入推進を図り新制度の定着・発展につなげていくことが求められています。

農業委員会系統組織としては、担い手の育成・確保対策の一環として、農業者年金に対する理解促進と認定農業者などへの加入の働きかけを進めています。

### I 農業者年金制度の特徴

#### 1 積立方式（確定拠出）を採用 ※ 少子高齢化に強い年金です。

積立方式は、自分で積み立てた保険料とその運用益によって将来受けとる年金給付額が決まるものです。この積立方式は、その時々加入者や受給者の変動による影響を受けにくいという特徴があるため、長期的に安定した制度運営が可能となります。

また、運用利回りの状況などで保険料が引き上げられることもないので安心です。

#### 2 加入要件 ※ 農業者の方なら広く加入できます。

加入要件は、「年齢要件」「国民年金の要件」「農業上の要件」の 3 つを満たせば誰でも加入することができます。

したがって、農業経営者はもちろん、その配偶者や後継者などの家族農業従事者も加入することができますし、畜産や施設園芸農家といった農地をもたない農業者も加入できます。具体的な加入要件は次のとおりです。

**年齢要件** …20 歳以上 60 歳未満であること

**国民年金の要件** …国民年金の第一号被保険者であること

**農業上の要件** …年間 60 日以上農業に従事していること

(注) 農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金(付加保険料月額 400 円)への加入も必要となります。

#### 3 保険料の設定 ※ 保険料の額は自由に決められます。

保険料は、農業者の所得や将来設計に応じて月 2 万円から 6 万 7 千円まで 1 千円単位で自由に設定することができます。

しかも、保険料はいつでも見直すことができるので、余裕がないときは保険料を軽くしておき余裕が出てきたときに積み増しをすることもできます。

**4 税制上のメリット** ※ 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります。

支払った保険料は全額（最高年額 80 万 4 千円）、所得税・住民税の社会保険料控除の対象となります。したがって、保険料の 15～30%程度の節税効果が期待できるので、所得額が増えるほど大きな節税効果を発揮します。

**5 年金給付** ※ 終身年金で 80 歳までの保証付きです。

原則 65 歳になれば誰でも終身にわたって受給することができます。仮に、80 歳に達する前に亡くなっても、80 歳までの年金受給額が保証されます。

さらに、受給される年金は、税制上、公的年金等の控除が適用されます。

**6 政策支援** ※ 農業の担い手には、手厚い政策支援（保険料の国庫補助）があります。

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料国庫補助（月額最高 1 万円、通算すると最大で 216 万円）があります。

（※ 一定の要件：①保険料納付期間 20 年以上、②農業所得 <sup>1人につき</sup> 900 万円以下、③下記の区分 1～5 のいずれかに該当する者）

この国庫補助は、農地等の経営継承をすれば原則 65 歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

保険料の補助対象者と国庫補助額

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35 歳未満	35 歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000 円 (5 割)	6,000 円 (3 割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000 円 (5 割)	6,000 円 (3 割)
3	区分 1 または 2 の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000 円 (5 割)	6,000 円 (3 割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3 年以内に両方満たすことを約束した者	6,000 円 (3 割)	4,000 円 (2 割)
5	35 歳まで (25 歳未満の場合は 10 年以内) に区分 1 の者となることを約束した後継者	6,000 円 (3 割)	—

● 保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は 2 万円で固定され、加入者が負担する保険料は 2 万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。

## Ⅱ 農業委員会における加入推進の基本

農業委員会系統組織は、農業者年金制度を農業者の老後生活の安定と意欲ある担い手の確保に活かすため、担い手の育成・確保対策の一環として、また制度運営に対するこれまでの責任ある取り組みを踏まえ、制度の普及・定着に積極的な役割を果たすことが求められています。

こうした農業委員会などの活動によって、平成23年7月には加入者が10万人を突破しました。

今後は、加入要件を満たしている方が制度を知らなかったために加入の機会を逃したり、加入時期が遅れて十分な受給額を確保できないことがないように制度の啓発・普及を図りながら、さらなる加入推進に向けて取り組むこととしています。

### 1 スタートは制度の理解から

農業者年金の加入を勧めるためには、まず、農業委員自らが制度を理解することが重要です。それにより、農業者年金のメリットを説明する際に、確信を持って、加入推進対象者に相対することができます。

### 2 加入対象者名簿の整備と強調月間の設定

重点対象者を明確にするため、認定農業者、青色申告者、家族経営協定締結者等を中心に「加入目標」を明らかにし、JA、年金協議会と連携した「加入推進強調月間」の設定等を行い、戸別訪問や集落座談会、農家説明会等を通じて、制度の周知徹底を図りましょう。

### 3 政策支援対象者などの重点対象者へのPRを徹底

認定農業者、女性農業者、後継者等の政策支援対象者を中心に政策支援（保険料の国庫助成）や税制の優遇措置等のメリットを積極的にPRしましょう。

特に、加入推進部長を中心とした戸別訪問を積極的に行い、認定農業者等の意欲的な担い手に対して重点的な加入推進活動を行いましょう。

また、女性農業者への加入の働きかけにあたっては、女性農業委員による活動が効果的な場合が多いようです。

### 4 広報活動を通じた制度の周知を徹底

「全国農業新聞」や「全国農業図書」、市町村のホームページなど、さまざまな広報媒体を活用して広く農業者に正確な情報を提供し、制度の周知徹底を図りましょう。

特に、「農業委員会だより」など、市町村の広報誌の積極的な活用に努めましょう。

## 5 新制度に加入しなかった旧制度加入者に対し加入を働きかけ

平成 14 年の新制度発足にともない特例脱退一時金を受給した旧制度加入者に対して、農業者年金制度への不信感の払しょくに努めるとともに、老後生活の安定のため、粘り強く新制度への再加入を働きかけましょう。

### < 参 考 >

#### ○ 農業者年金の年度別新規加入者数等

(単位：人)

	全 国		岩 手 県	
	新規加入者数	年度末加入者累計	新規加入者数	年度末加入者累計
14 年度	—	77,031	—	3,231
15 年度	1,584	78,558	52	3,299
16 年度	1,613	80,114	62	3,353
17 年度	1,653	81,713	86	3,436
18 年度	2,296	83,972	89	3,525
19 年度	4,173	88,103	184	3,706
20 年度	3,707	91,729	111	3,811
21 年度	3,908	95,565	98	3,905
22 年度	3,452	98,984	79	3,982
23 年度	3,203	102,153	68	4,050
24 年度(4~8 月暫定)	1,232	103,371	21	4,071

## Ⅲ 農業者年金を受給するには

### 1 農業者老齢年金

#### (1) 受給できる人

農業者老齢年金は、保険料を納付した人が原則として 65 歳に達した時に給付を受ける権利(受給権)が発生します。(注) 65 歳に達した時=65 歳の誕生日の前日

◎ 60 歳以上 65 歳未満の者は支給の繰上げの請求をすることもできます。

#### (2) 受給方法

年金を受給するためには、農業者老齢年金裁定請求書を提出します。提出先は管内の JA になります。

◎ 裁定請求書の用紙は、最寄りの JA にあります。

### 2 特例付加年金 ※ 保険料の国庫補助(政策支援)を受けていた人で、次の 3 要件を全て満たす人

◎ 詳しくは、農業委員会事務局にご確認ください。

(1) 60 歳までの保険料納付済期間とカラ期間を合算して 20 年以上ある人

(2) 原則 65 歳に達した人

(3) 経営継承等の要件を満たした人